

大阪府駐車場の管理運営業務契約書

1. 業務名称	大阪府駐車場管理運営業務
2. 履行場所	吹田市豊津町 大阪府江坂立体駐車場 東大阪市西石切町三丁目 大阪府新石切立体駐車場 茨木市春日二丁目 大阪府茨木地下駐車場
3. 指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

大阪府（以下「甲」という。）は、タイムズ24株式会社（以下「乙」という。）と、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府駐車場条例（以下「条例」という。）第2条に規定する指定管理者として、大阪府江坂立体駐車場、大阪府新石切立体駐車場及び大阪府茨木地下駐車場の施設（以下「駐車施設」という。）の管理運営に関する契約を締結する。

両者は、この契約とともに、大阪府が実施した「大阪府駐車場指定管理者募集要項」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容（以下「申請内容」という。）について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第1条 甲は、駐車施設の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

2 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びにこの契約に基づき、管理運営業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、駐車施設を「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。但し、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（指定期間）

第3条 この契約は、指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理運営業務を終了し、駐車施設を明け渡さなければならない。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 管理運営業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 駐車施設の利用に関する業務
- (2) 駐車施設の維持及び補修に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- (4) その他駐車施設の管理運営に係る業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記「管理運営業務の仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

(指定管理者の責務)

第5条 乙は、駐車施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、駐車施設又は駐車施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(利用料金の収受)

第6条 条例第9条第1項に規定する駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、乙の収入として収受する。

2 前項に掲げる利用料金の設定の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(事業計画の内容)

第7条 乙は、申請内容を踏まえ、次に掲げる内容を記載した施設ごとの事業計画書を事業年度開始前に甲に提出しなければならない。

(1) 管理運営の体制

(2) 管理運営業務の実施計画書(駐車場利用計画台数、施設利用計画、保守点検及び維持修繕実施計画等)

(3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書等の提出書類の内容)

第8条 乙は、毎年度終了後30日以内に甲に対して事業報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類(以下「報告書等」という。)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。

3 報告書等に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理運営業務の実施状況、駐車場利用台数(月別及び利用料金の設定別)、利用料金収入の実績(利用料金の設定別)、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況並びに個人情報の保護及び情報公開体制等とする。

(月報及び日報等の提出書類の内容)

第9条 乙は、施設ごとに利用状況(駐車場利用台数、収入等)に関する月報及び日報を翌月15日までに甲に提出しなければならない。なお、各年度の3月分については、同月31日午後12時までの利用状況を取りまとめた上で、速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の提出のほか、駐車施設における事故の発生又は利用者からの重大な苦情への対応など、緊急を要する事項については、速やかに甲に報告し、必要に応じて甲の指示を受けなければならない。

(会計の管理)

第10条 乙は、管理運営業務にかかる会計は、他の業務から独立させて施設ごとに管理しなければならない。また利用料金を収入する口座は、駐車施設ごとに専用口座を設け、管理しなければならない。

(府への納付金及び収入額に対する還元額並びにその支払方法と時期)

第11条 乙は、年度ごとに金75,100,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した金額を納付金として甲に支払うものとする。また、各年度の収入額が152,986,112円(消費税額及び地方消費税額を除く)を上回った場合は、乙はその上回った額の二分の一の額に消費税額及び地方消費税額を加算した額(加算後の合計額は千円未満端数切り上げ)を収入額に対する還元額として納付金と合わせ、甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に定める納付金を各年度の次に掲げる期間ごとに甲の請求に基づき、甲に支払うものとする。

期 間	納付金
上半期(4月から9月分)	金 37,550,000 円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
下半期(10月から3月分)	金 37,550,000 円に消費税額及び地方消費税額を加算した額

3 収入額に対する還元額は、各年度中に甲乙協議の上、決定するものとし、乙は、甲の請求に基づき、甲に支払うものとする。

4 乙は、前二項の請求があったときは、その日から30日以内に甲に支払わなければならない。

(監査及びモニタリングの実施)

第12条 乙は、甲が実施する、監査及びモニタリング(点検)を受けなければならない。

2 乙は、前項の監査及びモニタリングを受けたときは、報告書等の根拠となる伝票その他関係資料及び第10条の口座通帳を保管し、必要に応じて提出しなければならない。

(備品等の費用負担)

第13条 備品等の費用負担については、乙の負担とする。

2 乙は、申請内容に基づき、備品等を購入しなければならない。

3 甲は、前項に定めるほか、管理運営業務を遂行するために甲が指定する備品等を乙に無償貸与するものとする。

4 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。

5 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。

6 乙は、乙の故意又は過失により、貸与物品を滅失若しくは修理不可能な程度にき損したとき、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

7 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承認を得なければならない。

8 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。

9 この契約が終了した時は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

(リスク負担)

第14条 管理運営業務に伴うリスク負担については、別表1のとおりとする。ただし、別表1に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

2 乙は、施設、設備及び外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を

得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。

- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は駐車施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月29日大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定により取り扱うものとする。

- 2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報の本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。この契約が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(個人情報、データ等の管理)

第17条 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第18条 乙は、管理運営業務に関し甲が指定する書類を大阪府茨木地下駐車場分は当該駐車場に備えておき、また、大阪府江坂立体駐車場分及び大阪府新石切立体駐車場分は、乙の営業本部に備えておき、必要に応じ一般の閲覧に供するよう対応するものとする。

- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、この契約書及び事業計画書を甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第19条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(不服申し立て等の取り扱い)

第20条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより、管理運営業務が終了したときは、き損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。但し、駐車施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第22条 甲は、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

2 前項の規定により指定を取消した場合においては、第25条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により指定を取消した場合（乙の責に帰すべき事由により取り消した場合を除く。）において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(損害の賠償)

第23条 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止等)

第24条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 乙は、入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く）若しくは入札参加除外の措置を受けている者又は次条第1項第4号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙が入札参加除外措置を受けた者又は次条第1項第4号から第7号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(甲の解除権)

第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、乙が管理運営業務に着手しないとき。

(2) 正当な理由なく、乙が管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により管理運営業務を達することができないと認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと

認められるとき。

(7) 乙の役員等又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙が、第26条の規定による事由なくしてこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議してこれを定める。

3 乙は、第1項の規定により、契約を解除された場合において、乙が業務を実施した相当分に当たる納付金を甲に支払っていない場合は、日割り計算した当該業務実施日数分の納付金を甲に支払うものとする。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲が管理運営業務の内容を変更したことにより、管理運営業務を完了することが不可能となるに至ったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したとき、乙が管理運営業務を実施した相当分に当たる納付金を甲に支払っていない場合は、日割り計算した管理運営業務実施日数分の納付金を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定により、この契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(施設等の利用)

第27条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第28条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第29条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制表等を甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ方法)

第30条 乙は、本指定期間の終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定する者が駐車施設の管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

4 その他の管理運営業務の引継ぎ等に当たって必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(ネーミングライツ導入に対する協力)

第31条 甲が駐車施設においてネーミングライツを導入する場合、乙は、施設管理者として導入に支障のないよう、協力しなければならない。

(協議)

第32条 この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成28年3月15日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 松 井 一 郎

乙 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号

タイムズ24株式会社
代表者 代表取締役 西 川 光 一

別記

管理運営業務の仕様書

本仕様書は、大阪府駐車場の管理運営業務契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項に基づく管理運営業務の細目及び契約書第6条第2項に基づく利用料金の設定の細目について定める。

本仕様書に定めのない事項があるときは、甲乙協議して定める。

1. 管理運営方針

- (1) 公の施設として、府民が公平・平等に駐車施設を利用できるよう十分に配慮するとともに、その管理運営について創意工夫をもって行うこと。
- (2) 法令に基づき、適切に管理運営するとともに、多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望を聴取し、管理運営に反映させること。
- (3) 時間貸し利用を基本とすること。
- (4) 駐車施設の出入り口周辺や場内における交通の安全を確保すること。
- (5) 駐車施設の防犯対策（センサー等による機械警備など）に十分留意すること。
- (6) 収益を確保すること。
- (7) 駐車施設を清潔かつその機能を正常に確保し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう適切な維持修繕を行うこと。

2. 管理運営業務の内容

- (1) 駐車施設の管理運営業務並びに清掃業務※
 - ・利用受付
 - ・利用料金の徴収
 - ・車両の誘導及び案内
 - ・利用者の案内
 - ・事故、不正使用及び苦情等対応（アフターケア、情報伝達体制を含む）
 - ・業務報告
 - ・光熱水費等支払い
 - ・場内巡回
 - ・設備機械の操作及び運転
 - ・施設の清掃（トイレ清掃、場内清掃など週3回以上）
 - ・電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド車（PHV）の対応
 - ・緊急時及び災害時の初期対応（場内事故対応及び施設の応急修繕対応を含む）
 - (2) 駐車施設の保全及び維持修繕業務
 - ・設備機器等保守点検
 - ・一般廃棄物及び産業廃棄物処理
 - ・施設、設備、外構の維持・修繕
 - (3) 駐車施設の利用状況調査及び利用促進業務
 - ・各種統計資料作成
 - ・PR活動（府の承認によるもの）
 - ・利用者アンケートの実施
 - ・利用促進策に関する企画提案
- ※ 乙は、大阪府江坂立体駐車場及び大阪府新石切立体駐車場の無人管理にあたり、監視、巡回、緊急時現場急行（申請内容に示す体制を確保）及び障がい者対応（カメラ等を設置した遠隔操作など）を適切に実施し、常に安全性及び利

用者サービスの確保に努めなければならない。

なお、駐車施設で重大な事故が発生した場合又は発生の恐れがある場合並びに利用者からの苦情が多発する場合又は甲が安全性及び利用者のサービスが確保できていないと判断したときは、乙は、安全性及び利用者サービスが確保されるまでの間、職員等を当該駐車場に常駐させるなどの対応策を講じるものとする。

3. 駐車台数

乙は、現在の駐車台数（四輪、二輪）を原則確保するものとする。

4. 開場時間

開場時間は、下表のとおりとする。

駐車場名	開場時間
大阪府江坂立体駐車場	午前0時から午後12時まで
大阪府新石切立体駐車場	午前0時から午後12時まで
大阪府茨木地下駐車場	午前6時から午後12時まで

5. 利用料金の設定

(1) 一時駐車料金

1) 指定期間開始時の一時駐車料金は、下表のとおりとする。

駐車場名	種別	利用時間帯	金額
大阪府江坂 立体駐車場	四輪	午前7時から 午後12時まで	駐車30分につき200円
		午前0時から 午前7時まで	駐車60分につき100円
		24時間最大*	1,200円
	二輪	午前0時から 午後12時まで	駐車120分につき100円
		24時間最大*	300円
大阪府新石切 立体駐車場	四輪	午前7時から 午後11時まで	駐車20分につき100円
		午後11時から 午前7時まで	駐車60分につき100円
		24時間最大*	700円〔第1駐車場〕 600円〔第2駐車場〕
大阪府茨木 地下駐車場	四輪	午前7時から 午後10時まで	駐車30分につき100円
		午後10時から 午前7時まで	駐車60分につき100円
		24時間最大*	900円

※ 駐車後24時間以内であれば、最大料金が適用されるものとする。駐車後24時間を超えると通常の利用料金が加算されるが、加算された利用料金が最大料金に達した場合は、再度、最大料金が適用されるものとする。

2) 乙は自らの指定期間中、下記の基準（以下「大阪府駐車場利用料金変更基準」という。）を満たす場合において、審査に必要な資料を作成し、甲と事前協議の上、甲の承認を経た後、利用料金の額を変更することができるものとする。

ただし、駐車施設利用者の混乱を防ぐため、同一料金を3か月間継続するとともに駐車施設利用者等に対する十分な周知を行うことを条件とする。

- ① 変更後の利用料金の額が、条例第9条第3項に規定する限度額を越えないこと。
- ② 変更後の利用料金の額が、周辺駐車場の時間料金、日最大料金及び月極料金の最低額以上かつ最高額以下であること。なお、比較する周辺駐車場の時間料金、日最大料金及び月極料金の最低額又は最高額が、周辺駐車場の平均に比して著しい隔たりがある場合は、当該最低額又は最高額を除外するものとする。周辺駐車場において比較する料金が無い場合は、近隣駅の周辺駐車場の料金を比較する対象額とすることができる。

(2) 定期券

- 1) 乙は自らの指定期間中、必要があると認めるときは、下記の条件を満たす場合に、予め甲の承認を得て、1カ月を限度とする定期券を発行することができるものとし、定期券料金の変更については、大阪府駐車場利用料金変更基準に準ずるものとする。

なお、乙は定期券の発行状況について月報等で甲に報告するほか、甲の求めに応じ報告するものとし、パークアンドライド定期券を発行する場合は、駐車施設それぞれの最寄り駅から鉄道を利用していることが確認できる駐車場利用者に限るものとする。

- ① 定期券発行を予定する時間帯の最少空庫台数を調査・整理（1か月以上）すること。
- ② 上記最少空庫台数に0.8を乗じた数（少数点以下切捨て）を当該時間帯の定期券発行枚数の上限とすること。
- ③ 継続的に空庫台数を追跡し、常に上記②に示す発行枚数の上限を守ること。

- 2) 指定期間開始時の定期券は、下表のとおりとする。

駐車場名	種別	区分	単位	金額（月額）
大阪府江坂 立体駐車場	四輪	平日・土曜日定期券	1枚	16,500円
		平日通勤定期券	1枚	10,000円
		パークアンドライド定期券	1枚	8,400円
		夜間定期券	1枚	1,500円
大阪府新石切 立体駐車場		平日定期券	1枚	10,000円
		平日通勤定期券	1枚	8,000円
		全日定期券	1枚	18,000円
大阪府茨木 地下駐車場		平日・土曜日定期券	1枚	18,000円
	パークアンドライド定期券	1枚	10,000円	

(3) 回数券等

- 1) 乙は自らの指定期間中、必要があると認めるときは、予め甲の承認を得て、利用料金から割引し、有効期限を記した回数券及びプリペイドカードを発行することができるものとする。

ただし、回数券及びプリペイドカードは指定期間中に限っての使用を条件とする。

- 2) 指定期間開始時の回数券・プリペイドカードは、下表のとおりとする。

[回数券]

駐車場名	種別	区分	単位	金額
大阪府江坂 立体駐車場	四輪	100円券	150枚	12,000円
		300円券	50枚	12,000円
大阪府新石切 立体駐車場		100円券	150枚	12,000円
		300円券	50枚	12,000円
大阪府茨木 地下駐車場		100円券	11枚	1,000円
			33枚	3,000円
	69枚		6,000円	
	150枚		12,000円	

[プリペイドカード]

駐車場名	種別	区分	単位	金額
大阪府江坂 立体駐車場	四輪	15,000円券	1枚	12,000円
大阪府新石切 立体駐車場		15,000円券	1枚	12,000円
大阪府茨木 地下駐車場		3,300円券	1枚	3,000円
		6,900円券	1枚	6,000円
		15,000円券	1枚	12,000円

(4) 各種割引

- 1) 乙は駐車施設において、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証及び被爆者健康手帳の交付を受けている方が運転若しくは同乗する場合、利用料金の減額を下記のとおり実施するとともに迅速に対応できる体制を確保するものとする。

《減額基準》『自動車（二輪車を除く）の駐車に係る一時駐車料金の額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額する。』

- 2) その他、指定期間開始時の割引は、下表のとおりとする。

駐車場名	種別	P&R ^{※1} 優待	TCC ^{※2} 優待
大阪府江坂 立体駐車場	四輪	当日 ^{※3} 、北大阪急行江坂駅を利用したPiTaPa ^{※4} カードを利用料金精算時に提示した場合、利用料金を200円割引	TCCを利用料金精算時に提示した場合、利用料金を100円割引
大阪府新石切 立体駐車場			午前7時から午後11時間の利用で、TCCを利用料金精算時に提示した場合、利用料金20分100円を30分100円に割引
大阪府茨木 地下駐車場		当日 ^{※3} 、JR茨木駅を利用したICOCA ^{※5} カードを利用料金精算時に提示した場合、利用料金を200円割引	

- ※1 「P&R」は、パークアンドライドの略称
- ※2 「TCC」は、タイムズ24株式会社の登録商標
- ※3 P&R優待における「当日」とは午前2時から翌午前2時までを言う
- ※4 「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標
- ※5 「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標

6. 維持・修繕

(1) 甲が行う修繕

- 1) 甲は、別表2「駐車施設 修繕予定作業内容（平成28～32年度）」に示す修繕を甲乙協議の上、計画的に進めるものとし、乙は当該修繕に配慮した管理運営を行うものとする。
- 2) 乙は、1)の修繕に伴って必要となる資料の作成・提示について協力するものとする。

(2) 乙が行う維持・修繕

乙は、既存の設備も含め、駐車施設の運営に必要な施設、設備、外構の維持・修繕を自らの管理運営経費において計画的に実施することとし、維持・修繕にあたっては、文書による事前承認及び完了報告の手続きを行うものとする。なお、この維持・修繕により更新された施設、設備、外構は甲に帰属するものとする。

7. 自主事業の実施に係る権限

- (1) 乙は、駐車施設を目的外に利用することはできない。ただし、利用促進等のための施設の改装（美装化）等について、甲の承認を受けた上で、実施することができるものとする。
- (2) 乙は、駐車施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状と同等の機能を確保することを条件に、本契約の締結後から指定期間終了までの間において、自らが自主的に施設・設備機器の一部を、甲の承認を受けた上で、変更、改修、整備することができるものとする。

8. 各種保険の加入

乙は、下記保険に加入しなければならない。

《大阪府江坂立体駐車場及び大阪府新石切立体駐車場》

- ・施設賠償責任保険
- ・火災保険
- ・動産総合保険

《大阪府茨木地下駐車場》

- ・自動車管理者賠償責任保険
- ・施設賠償責任保険
- ・火災保険
- ・動産総合保険
- ・昇降機賠償責任保険

9. その他

- (1) 乙は、駐車施設上部に位置する鉄道や道路など他施設に係る工事や緊急時対応等に協力しなければならない。
- (2) 乙は、指定期間中、大阪府江坂立体駐車場及び大阪府新石切立体駐車場における精算機、事前精算機等の駐車場機器設備を設置するものとする。

別表1【リスク分担表】

○印がリスク負担者

段階	種類	内容		負担者	
				甲	乙
共通	法律の変更	管理運営に影響のある法令の変更			○
	金利	金利の変動			○
	資金調達	必要な資金確保			○
	周辺地域・住民・利用者への対応	駐車施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調			○
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）			○
	第三者賠償	維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合			○
	事業の中止・延期		甲の責任による遅延・中止		○
法令その他制度の変更等のために甲による駐車施設所有が困難になったことによる中止			○		
乙の責任による遅延・中止				○	
乙の事業放棄・破綻				○	
応募段階	応募コスト	応募コストの負担			○
	資金調達	必要な資金の確保			○
準備段階	引継コスト	駐車施設の引継コストの負担			○
維持管理・運営段階	物価	物価変動			○
	維持修繕	別表2に示す施設・設備・外構の	維持		○
			修繕 ^{※1}	○	
		別表2に示す以外の施設・設備・外構の維持・修繕 ^{※2}			○
		乙の発意により行う維持・修繕			○
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧		協議事項	
	法令改正により必要となった施設躯体の修繕（駐車施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）		○		
	天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等		協議事項	
市場環境の変化	駐車施設利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振			○	
<p>維持：駐車施設の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為 （点検、巡視、清掃、小修繕など）</p> <p>修繕：駐車施設の劣化や損傷等した構造を当初の状態に回復する行為 付加的に必要な機能及び構造の強化を目的とする行為 （施設等の劣化・損傷部分の補修・補強・部分更新、構造補強など）</p>					

※1 修繕期間における管理運営リスクは乙

※2 既存施設の根幹に係る修繕は協議事項

別表2【駐車施設 修繕予定作業内容（平成28～32年度）】

大阪府江坂立体駐車場 修繕予定作業内容

範囲	損傷項目		補修方法
	損傷	細目	
1階			
舗装	段差		
階段・スロープ	腐食		再塗装
ガードレール	変形		レール撤去・設置
電気設備	腐食		再塗装
R階			
梁	剥離・鉄筋露出	耐火被覆損傷	耐火被覆
舗装	段差		
舗装	劣化		
階段	腐食		再塗装
フェンス シャッター	腐食		再塗装

大阪府新石切（第1）駐車場 修繕予定作業内容

範囲	損傷項目		補修方法
	損傷	細目	
その他部材/鋼	腐食	照明等	再塗装

大阪府新石切（第2）駐車場 修繕予定作業内容

範囲	損傷項目		補修方法
	損傷	細目	
フェンス シャッター	腐食		再塗装
その他部材/鋼	腐食	消火設備	再塗装
その他部材/鋼	腐食	電気設備等	再塗装
その他部材 /コンクリート	剥離 鉄筋露出		断面修復工

大阪府茨木地下駐車場 修繕予定作業内容

		作業内容
機械式駐車施設		制御コンピュータ交換
		制御コンピュータ用HDD交換
		DBサーバコンピュータ交換
		無停電電源装置交換
		制御盤シーケンサユニット電源ユニット交換
		制御盤冷却ファン交換
		制御部品（電磁接触器）交換
		バース安全検出器(光電センサ関係)交換
		バース安全検出器(レーザセンサ)交換
		バース用パッシブセンサ交換
		バース用マットスイッチ交換
		バース用近接スイッチ交換
		バース駆動部部品交換
		バース関係インバータ交換
		リフトインバータ交換
		リフト昇降モータ用ブレーキ交換
		リフト安全センサ(光電スイッチ)交換
		駐車室光電検出器交換
		駐車室サイドガイドローラ交換
		駐車室インバータ交換
		駐車室走行モータ減速機交換
		駐車室方向転換モータ減速機交換
		パレット部品交換
		半ドア柵交換
		逸走防止ストッパ交換(駆動装置を含む)
		台車関係インバータ交換
		台車関係センサ交換 (光電センサ、リミットスイッチ、テープスイッチ)
		台車用光空間転送装置交換
		台車用無停電電源装置交換
		台車内横送ローラ駆動装置交換
		台車走行用電動機交換
		台車走行用減速機交換
		台車走行用車輪交換
		出庫案内用ディスプレイ(液晶)交換
		出庫案内用パソコン交換
		車両誘導案内用LED表示器交換
	駐車管理用パソコン交換	
躯体関係	空調設備	引込気開閉器(PAS)
		真空開閉器(VCS)
		遮断機(DS)
		高圧交流負荷開閉器(LBS)
		計器用変圧器(VT)
		計器用変流器(CT)

		コンデンサ (SC)
		リアクトル (SC)
		地絡方向継電器
		漏電流継電器
		複合火災受信蓄電池
	防災設備	不活性ガス消化設備用蓄電池
		自家発電用蓄電池
	衛生設備	汚水枡排水ポンプ交換
		雨水枡排水ポンプ交換
		湧水枡排水ポンプ交換
	昇降施設	電動機、制動貴、減速機、制御盤電気部品
		ドアマシン関係部品交換
		各種バッテリー交換

※ 駐車施設の修繕予定作業内容は、追加又は削除等変更する場合がある。